



うちなー健康経営宣言

第 421 号

令和 4 年 4 月 18 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

人々の生活を生涯にわたって支援することで、触れ合いあふれる豊かな暮らしの実現に貢献する為に社員やその家族における健康保持・促進に積極的な取り組みをまいります。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年 1 回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 禁煙や受動喫煙防止に取り組む。
5. 感染症予防に取り組む。
6. 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する。
7. メンタルヘルス対策に取り組む。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。